令和８年11月５日

課名	消防保安課
担当	多田、畑
内線	2281、2283
直通	086-226-7296

お　知　ら　せ

危険物取扱者免状作成業務の委託先による個人情報の漏えいについて

県が「危険物取扱者免状作成業務」を委託している事業者が、誤って別の者の顔写真を印刷した危険物取扱者免状を送付する事案が発生しましたので、お知らせします。

記

１　発覚の経緯

・令和８年10月28日（水）、委託事業者が危険物取扱者免状の写真の書換えを申請した者（以下「免状申請者」という。）に書換え後の免状を発送した。

・11月２日（月）11時、免状申請者（A氏）から、受け取った書換え後の免状の顔写真が別人（B氏）のものであるとの連絡が委託事業者にあり、A氏の書換え後の免状に、別の免状申請者（B氏）の顔写真を印刷して送付したことが判明した。（B氏の免状の顔写真は、正しく印刷されていた。）

・同日11時半、委託事業者からの報告を受け、県は事案を覚知した。

２　漏えいした個人情報の内容

顔写真

３　漏えいした件数

１件

４　原因

免状作成の作業中に別の作業を行い、作業再開時に顔写真を取り違えたこと及び作成した免状の確認が不十分であったことによるもの

５　委託事業者

一般財団法人消防試験研究センター

６　事案発生後の対応

11月２日（月）	県から委託事業者に対して、免状申請者のA氏及びB氏に謝罪するとともにA氏に送付した誤った免状を直ちに回収し、正しい免状を渡すよう指示した。あわせて、再発防止策の検討を指示した。
同日	委託事業者がA氏とB氏に謝罪し、A氏に係る免状の回収・手交を行った。
11月５日（木）	委託事業者から県に対して、再発防止策が報告された。

７　再発防止策

委託事業者に対して、県に報告された１件ごとの確実な処理や複数人での申請書との照合の再発防止策を徹底させるとともに、個人情報の適正な管理及び取扱いについて、あらためて指導し、個人情報の漏えい防止及び管理の徹底を図る。

【参考：危険物取扱者免状】

・消防法に基づき、危険物取扱者試験の合格者に対し交付するもの。

・10年ごとに写真の書換えを行う必要がある。